○東北地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県下閉伊郡山田町織笠第一一地割一番一一五から同町織笠第一四地割一〇番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月一日

	第五十九回	九億八千三百八十五万円	九億八千二百六十三万四千八百八十九円
〃	第六十回	二十七億九千六百十五万円	二十七億九千二百四十七万三千七百三十一円
〃	第六十一回	十八億九千六百十八万円	十八億九千四百十四万二百九十五円
〃	第六十二回	十三億五千八百五十七万円	十三億五千七百十六万二千七百四十一円
〃	第六十三回	二十八億九千三百九十二万円	二十八億九千六十八万三千四百三円
〃	第六十四回	二十億六千百五十六万円	二十億五千七百四十万九千四百六十四円
〃	第六十五回	二十一億二千五百五十六万円	二十一億二千二百九十三万四千七百九十三円
〃	第六十六回	三十九億二千三十六万円	三十九億千五百二十万五千六百四十二円
〃	第六十七回	六十三億二千三百九十一万円	六十三億千七百十四万五千二百九十三円
〃	第六十八回	五十七億九千二百四十七万円	五十七億八千六百四十六万九千六百七十七円
〃	第六十九回	三百六十七億二千四百十一万円	三百六十六億八千六百六万七千五百三十円
〃	第七十回	五百万円	四百九十九万五千五百十二円
〃	第七十五回	二百万円	百九十九万九千五百七十円
〃	第七十六回	千万円	九百九十九万七千七百六十八円
〃	第八十一回	四億九千三百七十四万円	四億九千三百七十三万七千三百二十四円
〃	合計	千四百六十二億六千百三十七万円	千四百六十億九千七百十七万六千五百九十九円

○東北地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
一関市萩荘字金ケ崎四三番三から同市山目字十二神二四番四まで	前	一九・七〇～五九・〇〇メートル　一・二〇九キロメートル
	後	二〇・〇〇～五九・〇〇メートル　一・二〇九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月一日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市田尻五丁目二三番一から同市田尻五丁目三八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市高谷三丁目八八二番一から同市高谷三丁目九〇〇番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十九年三月一日

○関東地方整備局告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月一日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名

占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　二百九十八号　市川市田尻五丁目二三番一から同市田尻五丁目三八番一まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃　〃	市川市高谷三丁目八八二番一から同市高谷三丁目九〇〇番三地先まで　〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年三月二日